

## 私設取引システム取引説明書

株式会社 SBI 証券

本説明書は、お客様が株式会社 SBI 証券(以下、「当社」という。)を通じてジャパンネクスト証券株式会社及び大阪デジタルエクスチェンジ株式会社(以下、「PTS 運営業者」という。)が運営する私設取引システムにおいて有価証券の売買取引を行うにあたり必要な事項を説明するものです。お客様は、本説明書(私設取引システム取引説明書)及び当社が別に定める「私設取引システム取引約款」の内容をお読みいただき、PTS の仕組みやリスク等を十分に理解の上、お取引くださいますようお願いいたします。

### 1. 私設取引システム取引の概要

PTS 運営業者が運営する私設取引システム(以下、「PTS」という。)における取引(以下、「PTS 取引」という。)は、金融庁の認可を受け、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引です。PTS 運営業者が運営する PTS の場合、PTS 運営業者のコンピュータ・システム上お客様の提示した指値が、取引の相手方となる他の注文の指値と一致する場合に、当該お客様の提示した指値を用いて売買を成立させる取引になります。

### 2. 取引の方法

当社は、お客様から PTS 取引として受け付けた注文、並びに、当社が指定する SOR 対象銘柄について、当社の最良執行方針に基づき PTS に発注される注文を PTS 運営業者に取次ぎます(以下、「取次ぎ業務」という。)。PTS 運営業者では、原則として、PTS 取引を行なうにあたり当社又は他の取引参加証券会社から受け付けた注文どうしが対当した時に約定を成立させます。なお、当社では、上述の取次ぎ業務とは別に、当該取次ぎ業務を行う部署から独立したトレーディング部門が、自己ポジションによる取引(自己売買)を行います。この場合、お客様の注文と当社自己売買が PTS において対当する場合があります。

### 3. 売買価格の決定

PTS 運営業者の運営する PTS 上での売買価格の決定方法は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号のホ及び金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する顧客指値対当方式となります。すなわち、お客様の提示した指値が、他の注文の指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。

PTS 運営業者では、当社又は他の取引参加証券会社から受け付けた注文を次の原則に従い取り扱います。

- 売り注文については、値段の低い注文が値段の高い注文に優先し、買い注文については、逆に、値段の高い注文が値段の低い注文に優先する。
- 同じ値段の注文については、PTS 運営業者が注文を受け付けた時間の先後によって、先に行われた注文が後に行われた注文に優先する。

上記原則に基づき、すでに PTS 上で受注している売り注文(または買い注文)の指値と、新たに受注した買い注文(または売り注文)の指値とが合致した際に売買が成立することになります。すでに受注している売り注文(または買い注文)の指値より、新たに受注した買い注文(または売り注文)の指値の方が高い(または低い)場合には、すでに受注している売り注文(または買い注文)の指値で売買が成立することになります。

【 約定の例 】

売り株数	値段	買い株数
4,000	302	
15,000	301	5,000
	300	3,000
	299	7,000
	298	25,000

301 円 15,000 株が最も安い売り注文、300 円 3,000 株が最も高い買い注文の時に新たに 301 円の買い注文 5,000 株を受注した場合、301 円の売り注文と値段が合致するので、301 円で 5,000 株の売買が成立します。

売り株数	値段	買い株数
4,000	302	
10,000	301	
	300	3,000
	299	8,000
15,000	298	12,000

次に、新たに 298 円 15,000 株の売り注文を受注した場合、すでに受注している買い注文の高い方から対当し、結果として 300 円 3,000 株、299 円 8,000 株、及び 298 円 4,000 株の約定が成立します。

4. 取引ルール

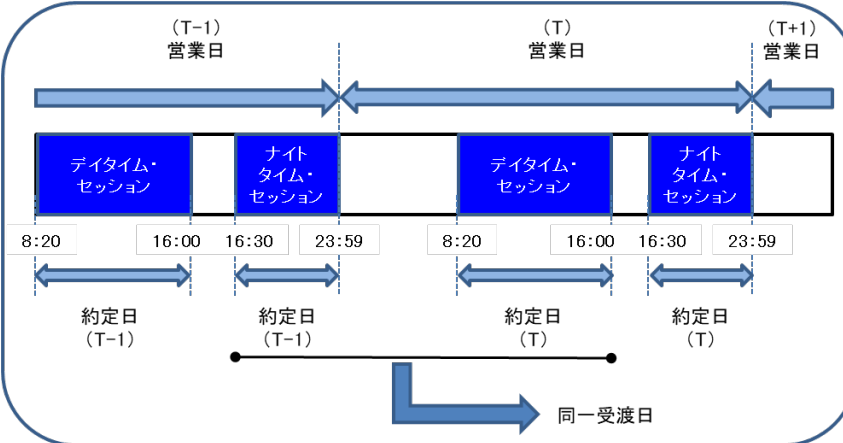
主な取引のルールは以下のとおりです。

項目	内容	
1.PTS 市場の種類	PTS は取引参加者の選別により次の 3 種類からなります。	
	1. ジャパンネクスト社 PTS 第 1 市場(J-Market)	
	2. ジャパンネクスト社 PTS 第 2 市場(X-Market)	
	3. 大阪デジタルエクスチェンジ社 PTS 市場(ODX)	
	各 PTS 市場の比較	
	J-Market	X-Market・ODX
価格決定方式	顧客注文対当方式	顧客注文対当方式
呼値の単位	※別表 2 参照	※別表 2 参照
取引参加者	金融商品取引法第 28 条第 1 項に基づく第一種金融商品取引業者	流動性を提供するリクイディティプロバイダーと個人投資家を中心としたオンライン証券
運営時間・取引時間	<b>【現物取引】</b> 毎営業日 8 : 20-16 : 00 (デイトタイム・セッション) 毎営業日 16 : 30-23 : 59 (ナイトタイム・セッション) <b>【信用取引】</b> 取引所に準じる	<b>【現物取引】</b> 毎営業日 8 : 20-16 : 00 (デイトタイム・セッション)  <b>【信用取引】</b> 取引所に準じる
2. 取扱銘柄	東京証券取引所に上場する銘柄のうち PTS 運営業者が指定する銘柄とします。	

項 目	内 容
	<p>※但し、「4.取引ルール、13. 売買取引の停止または制限」に記載された各事項に該当する場合など、当社では取扱いしない銘柄もございます。</p>
3. 取引の種類	<p>現物及び信用取引。</p>
4. 運営時間・取引可能時間	<p><b>【現物取引】</b></p> <p>毎営業日の午前 8 時 20 分から午後 4 時 00 分まで(以下、「デイトタイム・セッション」という。)及び午後 4 時 30 分から午後 11 時 59 分まで(以下、「ナイトタイム・セッション」という。)とします。各セッションにおける運営時間の開始時刻から注文受付を開始するとともに取引を開始し、取引は運営時間の終了時刻まで継続的に行われます。セッション間は、注文の受付を停止します。</p> <p>※デイトタイム・セッションの取引量や市況の変動により、あるいは権利付最終売買日等の事情により、ナイトタイム・セッションの開始時刻を変更する場合がございます。</p> <p>J-Market はデイトタイム・セッション及びナイトタイム・セッションにおいて、X-Market 及び ODX はデイトタイム・セッションのみで運営されます。</p> <p><b>【信用取引】</b></p> <p>信用取引の取引可能時間は「デイトタイム・セッション」内で東京証券取引所の立会市場に準じた取引時間となります。</p> <p>前場:午前 9 時 00 分から午前 11 時 30 分まで 後場:午後 0 時 30 分から午後 3 時 00 分まで</p> <p>ただし、PTS に前場(または後場)に発注された未約定の指値注文は、前場終了時(または後場終了時)に失効されますのでご注意ください。</p> <p>※信用取引はナイトタイム・セッションでのお取引はできません。</p>

項 目	内 容
5. 注文の方法及び種別	<p>お客様から当社システムを経由して電子的に売買の別、銘柄、数量、値段等の注文内容を受け付けます。値段に関しては、指値の注文のみを受け付けます。注文の有効期限は当日限りです。</p> <p>現物取引は、デイトタイム・セッション及びナイトタイム・セッションにおいて受け付けた「当日限り」の注文は、当該セッションの取引時間が終了するまで有効となります。デイトタイム・セッションとナイトタイム・セッションの間で注文が引き継がれることはありません。</p> <p>信用取引は、取引所に準じる取引時間に発注された注文が未約定の場合、前場終了時(または後場終了時)に注文が失効されます。</p> <p>なお、J-Market への執行を希望される際には、必ず PTS 取引で注文する旨を明示してください。</p> <p>※X-Market 及び ODX を指定したご注文を行うことはできません。</p> <p>当社が指定する SOR 対象銘柄について、お客様が成行注文で発注し、当社の最良執行方針に基づき PTS での執行となった場合、最良執行判定時における取引所(当社優先市場)最良気配価格の指値注文として執行いたします。その際には、指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、約定が成立しなかった場合、又は一部約定となった場合には、証券取引所(当社優先市場)へ成行注文として執行いたします。</p> <p>また、お客様が指値注文を発注し、当社の最良執行方針に基づき PTS での執行となった場合、取引所(当社優先市場)最良気配価格と指値を比較して、有利となる価格で発注いたします。その際についても、指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、約定が成立しなかった場合、又は一部約定となった場合には、証券取引所(当社優先市場)へ当初の指値注文として執行いたします。</p> <p>注文の種別は、新規、取消及び訂正(注文価格訂正のみ)とします。</p> <p>取引時間終了時に当社システムにてご注文が受け付けられた場合でも、PTSシステムにおいて時間外となり受け付けられなかった新規注文は失効されます。また、現物取引においては、同様に時間外となり受け付けられなかった取消及び訂正注文はそれぞれ取消前、訂正前の状態に戻ります。この場合、あらためて新規注文、取消及び訂正注文を発注される場合は各セッション開始後にご発注ください。</p> <p>「訂正中」のご注文が、訂正完了前に一部約定した場合、注文訂正は受け付けられず、未約定分は訂正前のご注文価格となります。この場合、未約定分について価格訂正をされる場合は、お客様よりあらためて注文訂正をご発注いただく必要がございますのでご注意ください。</p>

項 目	内 容
6. 注文に係る規制	<p>当社がお客さまから受け付ける注文に関して、PTS 運営業者では以下のように規制します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 取扱う有価証券のうち、一回に受注する注文数量を銘柄毎の上場株式数の 5%以下に設定し、5%を超える場合には、当該注文を受け付けられないこととします。</li> <li>◆ 注文値段が、下記 8.に記載する値幅制限を超える場合は、当該注文を受け付けられないこととします。</li> <li>◆ 以上の規制のほか、当社が別に定め独自に行なう規制があります。</li> </ul>
7. 売買価格の決定方法及び約定方法	<p>運営時間中継続的に行われる取引における売買価格の決定方法は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号ホ及び金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する売買価格の決定方法であり、お客さまの提示した指値が、他の注文の指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。</p> <p>すなわち、PTS 上ですでに受注している売り注文(または買い注文)の指値と、新たに受注した買い注文(または売り注文)の指値とが合致した際に売買が成立します。</p> <p>この場合、売り指値注文については、値段の低い注文が値段の高い注文に優先し、買い指値注文については、逆に、値段の高い注文が値段の低い注文に優先します。また、同じ値段の注文については、PTS 運営業者が注文を受け付けた時間の先後によって、先に行われた注文が後に行われた注文に優先します。</p> <p>PTS 運営業者は、原則として、PTS 取引を行なうにあたり取引参加証券会社を経由して発注された注文を媒介するものとし、PTS 上一方の取引参加証券会社から発注された注文と当該取引参加証券会社からの別の注文または他の取引参加証券会社からの注文とが対当した時に約定を成立させます。</p>
8. 値幅制限	<p>原則として、デイトタイム・セッションにおける基準値段は東京証券取引所の基準値段に準じて決定し、ナイトタイム・セッションにおける基準値段は当日の東京証券取引所の最終値段をもとに決定し、両セッションとも当該基準値段からの制限値幅は別表 1 のとおりです。ただし、東京証券取引所において制限値幅の拡大措置がとられている銘柄で、PTS 運営業者が PTS 取引における制限値幅の拡大措置を必要と認めた銘柄については、取引所の措置に準じて制限値幅の上限ないし下限を拡大する場合があります。</p> <p>なお、ナイトタイム・セッションにおける基準値段を決める際に、当日の東京証券取引所において特別気配が表示されている場合には、当該最終特別気配を基準値段とし、配当落ちや権利落ち等があった場合には、取引所の最終値段(または最終特別気配)をもとにした権利落修正理論価格を基準値段とします。</p> <p>また、取引時間終了時に制限値幅まで株価が上昇したり、逆に制限値幅まで下落する場合における比例配分等の取扱は行なわれません。</p>
9. 売買単位	<p>原則として、発行会社が単元株式数を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは 1 株(口)単位とします。</p> <p>ただし、上場取引所での売買単位が 10 株(口)未満かつ基準値段が 6,000 円未満の銘柄(制限値幅の下限が拡大されている場合は、基準値</p>

項 目	内 容
	<p>段が 6,000 円以上であっても制限値幅の下限値が 5,000 円未満となるものを含む)については、PTS 第 1 市場(J-Market)における当該銘柄の売買単位を 10 株(口)単位とします。</p>
10. 呼値	PTS 市場で適用する呼値の単位は別表 2 のとおりです。
11. 約定日と約定連絡	<p>売買取引が成立した日を約定日とします。</p> <p>売買成立後、ただちに約定内容を当社システムを通じてお知らせいたします。</p>
<p>12. 受渡し及び決済</p> <p>(イ) 売買取引の決済日</p> <p>(ロ) 売買の決済方法</p>	<p>デイトタイム・セッションにおいて約定した取引の場合は約定日から起算して 2 営業日目に、ナイトタイム・セッションの場合は約定日から起算して 3 営業日目に、それぞれ決済を行いません。(下図現物取引イメージ)</p> <p>(注) 取引所取引における権利付最終売買日の、取引所取引終了後に開始されるナイトタイム・セッションの場合、権利落ちでの取引となります。</p>  <p>クリアリング機構が債務引受を行いません。したがって、受渡し及び決済は、クリアリング機構と取引参加証券会社との間でクリアリング機構の業務方法書の定める方法により行いません。なお、当社は原則として、PTS 取引における買付資金及び売却有価証券を事前にお預かりする前受制とさせていただき、決済日に決済いたします。</p>
13. 売買取引の停止または制限	<p>(イ) 売買取引の停止または制限</p> <p>以下に該当する場合は、当社は PTS 運営業者への注文取次ぎを停止するなど売買取引を制限し、また PTS 運営業者は売買取引を停止または制限する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本証券業協会が取引所金融商品市場外取引を停止した場合</li> <li>・ 対象銘柄が上場されている主たる取引所が売買停止等の措置を行った場合で、当社または PTS 運営業者でも売買停止等の措置を行なう必要があると当社または PTS 運営業者が判断した場合</li> <li>・ 対象銘柄についてメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確</li> </ul>

項 目	内 容
(ロ) 注文の取扱	<p>である場合又は情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でないと当社または PTS 運営業者が判断した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買の状況に異常がある、またはその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないと当社または PTS 運営業者が認める場合</li> <li>・ PTS 信用取引に関し、別に定める規則に従い規制措置が必要と当社または PTS 運営業者が判断した場合</li> <li>・ 私設取引システムの稼動に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でないと当社または PTS 運営業者が認める場合</li> <li>・ 天災地変、政変、同盟非業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる理由により、取引の注文及び約定の執行、金銭及び有価証券の授受等が遅延しまたは不能となったとき</li> <li>・ 取引の公正性の確保のため、当社または PTS 運営業者が必要と認めた場合</li> <li>・ SOR サーバーの稼動に支障が生じた場合等、当社が SOR 注文の取扱いを停止した場合 (SOR 対象銘柄に限る)</li> <li>・ その他当社が売買取引を停止又は制限すべきと判断した場合</li> </ul> <p>売買停止措置が行なわれた場合、お客様のご注文は次の通り取扱いいたします。</p> <p>① 売買停止措置実施時点で、既に PTS へ発注済みのご注文で約定が成立していない場合 PTS 取引時間中に売買が停止された場合は、原則として注文は失効されます。</p> <p>② 売買停止措置実施時点で、既に PTS へ発注済みのご注文で約定が成立している場合 原則として約定成立としますが、日本証券業協会の指示に基づき売買を停止した場合はその指示するところに従って処理いたします。</p>
(ハ) 停止後の対応	<p>PTS 取引全体もしくは個別の取扱銘柄においてナイトタイム・セッション中に売買停止措置が実施された場合、当日の PTS 取引は再開されません。</p>
14. 価格情報の開示	<p>日本証券業協会の定めに従い、PTS 運営業者の気配情報及び約定情報は所定の時限内に日本証券業協会に報告され、日本証券業協会の運営するウェブ「PTS インフォメーション ネットワーク (<a href="http://pts.offexchange2.jp/">http://pts.offexchange2.jp/</a>)」上で公表されます。</p>
15. PTS 信用に関する事項	<p>PTS 信用取引の制度設計は、基本的に東京証券取引所の開設する金融商品市場で行われる信用取引の制度と同じ仕組みとなります。</p> <p>■PTS 信用取引の種類について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTS 一般信用取引</li> <li>・PTS 制度信用取引</li> </ul> <p>ただし、PTS 一般信用取引の新規注文については、「上場株券等の取</p>

項 目	内 容
	<p>引所金融商品市場外での売買等に関する規則」によりジャパンネクスト社及び大阪デジタルエクステンジ社が運営する PTS に取次ぎができません。</p> <p>※SOR で発注された一般信用取引の新規注文は、金融商品市場に取り次ぎいたします。</p> <p>■PTS 信用取引に係る空売り注文について</p> <p>空売り注文となる信用取引の売付注文は、取引所金融商品市場における信用取引の空売り注文と同様に、「適格機関投資家(これに類する外国法人を含む。)に該当しない者が行う信用取引(売付けの数量が法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の定める売買単位の五十倍以内である場合に限る。)」は空売り価格規制の適用除外となります。</p> <p>※なお、この場合、「法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の定める売買単位」となるため、東京証券取引所と PTS の売買単位が異なる銘柄の場合は、PTS 運営業者の定める売買単位の 50 倍以内となります。</p>

## 5. 手数料等

PTS取引を行なうに当たっては、当社所定の手数料を頂戴いたします。手数料は契約締結前交付書面集(上場有価証券等書面)に記載されているほか、当社のWEBサイト上でご案内しております。

## 6. PTS 取引のリスク

### (1) 取引停止または取引が制限される場合があります。

PTS 取引のシステム障害が発生した場合、または「4.取引ルール、13. 売買取引の停止または制限」に記載された各事項に該当する場合など、PTS 取引における売買取引を停止又は制限する場合があります。

### (2) 約定が取り消される場合があります。

PTS 取引時間中に個別銘柄の売買停止措置が実施された場合であって、日本証券業協会により取引停止直前の約定が認められない場合、約定が取り消しとなる場合があります。

また、システム障害等により株価等が異常値を表示した場合には、約定が取り消しとなる場合があります。

### (3) 取引所取引における売買価格と大きく乖離する場合があります。

ナイトタイム・セッションにおける基準値段は当日の取引所取引の最終値段・最終気配等に基づき基準値段を定め、一定の値幅の範囲内でお取引いただきます。従いまして、当日の取引所取引の高値・安値の範囲内を越えて価格形成される場合もあります。また、制限値幅は取引所取引における制限値幅と異なる場合があります。

### (4) その他

#### 1. 情報開示・ニュース等

PTS 取引の取引時間等における情報開示・ニュース等により価格が大きく変動する場合があります。

#### 2. 流動性、値動き

PTS 取引は、取引所取引における取引と比べて取引の参加者が限定されますので、一般に流動性が低くなり、値動きが大きくなる可能性があります。



### 3. 提示された価格による約定可能性

本 PTS は、PTS 取引に参加される方の買い注文と売り注文の注文条件が合致した際に売買が成立します。従いまして、お客様が発注した注文条件に見合う反対の注文が発注されていない場合には売買が成立しません。

### 7. 誤注文等による異常な取引の管理方針

誤注文等により異常な取引(過誤取引)(注)が成立した場合、PTS 運業者の方針に従い当該取引を取消す場合がございます。この場合は、当該取引は初めから成立しなかったものとみなします。

(注) 誤注文等による異常な取引(過誤取引等)とは、価格、数量、銘柄等を誤って注文したこと等により、市場価格から大幅に乖離した値段や明らかに理論的な範囲を超える値段や数量の約定がなされた取引。

### 8. その他ご留意事項

- (1) 本説明書でご説明する事項のほかに当社ウェブサイトの「ヘルプ」画面及び「Q&A」画面において詳細をご説明させて頂いている事項もありますので、お取引にあたっては当該「ヘルプ」画面及び「Q&A」画面もご確認くださいませようお願いいたします。
- (2) PTS 運業者は、金融庁の認可を受けて営む PTS の運營業務の一環として、有価証券の売買その他の取引の適切な管理及び取引の公正性確保のために売買審査を行なうことが求められており、よって、取引参加証券会社に対して当該取引参加証券会社の取引内容その他の情報、資料にかかる報告を依頼することがあります。この場合、当社は PTS 運業者の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成及び提出に関する必要な協力を行ないます。

### 9. 本説明書の変更について

本説明書の内容については、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更する場合があります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

(2022 年 6 月 27 日)

別表 1: 制限値幅

基準値段	制限値幅(上下)
100 円未満	30 円
100 円以上 200 円未満	50 円
200 円以上 500 円未満	80 円
500 円以上 700 円未満	100 円
700 円以上 1,000 円未満	150 円
1,000 円以上 1,500 円未満	300 円
1,500 円以上 2,000 円未満	400 円
2,000 円以上 3,000 円未満	500 円
3,000 円以上 5,000 円未満	700 円
5,000 円以上 7,000 円未満	1,000 円
7,000 円以上 10,000 円未満	1,500 円
10,000 円以上 15,000 円未満	3,000 円
15,000 円以上 20,000 円未満	4,000 円
20,000 円以上 30,000 円未満	5,000 円
30,000 円以上 50,000 円未満	7,000 円
50,000 円以上 70,000 円未満	10,000 円
70,000 円以上 100,000 円未満	15,000 円
100,000 円以上 150,000 円未満	30,000 円
150,000 円以上 200,000 円未満	40,000 円
200,000 円以上 300,000 円未満	50,000 円
300,000 円以上 500,000 円未満	70,000 円
500,000 円以上 700,000 円未満	100,000 円
700,000 円以上 1,000,000 円未満	150,000 円
1,000,000 円以上 1,500,000 円未満	300,000 円
1,500,000 円以上 2,000,000 円未満	400,000 円
2,000,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円
3,000,000 円以上 5,000,000 円未満	700,000 円
5,000,000 円以上 7,000,000 円未満	1,000,000 円
7,000,000 円以上 10,000,000 円未満	1,500,000 円
10,000,000 円以上 15,000,000 円未満	3,000,000 円
15,000,000 円以上 20,000,000 円未満	4,000,000 円
20,000,000 円以上 30,000,000 円未満	5,000,000 円
30,000,000 円以上 50,000,000 円未満	7,000,000 円
50,000,000 円以上	10,000,000 円

別表 2: 呼値の単位

株価水準		J-Market/ X-Market 及び ODX※	X-Market 及び ODX TOPIX100 構成銘柄
	1,000 円以下	0.1 円	0.1 円
1,000 円超	3,000 円以下	0.1 円	0.1 円
3,000 円超	5,000 円以下	0.5 円	0.1 円
5,000 円超	10,000 円以下	1 円	0.1 円
10,000 円超	30,000 円以下	1 円	0.1 円
30,000 円超	50,000 円以下	5 円	0.1 円
50,000 円超	100,000 円以下	10 円	1 円
100,000 円超	300,000 円以下	10 円	1 円
300,000 円超	500,000 円以下	50 円	1 円
500,000 円超	1,000,000 円以下	100 円	1 円
1,000,000 円超	3,000,000 円以下	100 円	1 円
3,000,000 円超	5,000,000 円以下	100 円	1 円
5,000,000 円超	10,000,000 円以下	100 円	1 円
10,000,000 円超	30,000,000 円以下	100 円	1 円
30,000,000 円超	50,000,000 円以下	100 円	1 円
50,000,000 円超		100 円	1 円

※X-Market 及び ODX の TOPIX100 構成銘柄以外の銘柄